

### Ⅲ.-5:115条 譲受人に移転する権利

- (1) 債権の譲渡によって、主たる債権のほか、すべての従属的な権利及びすべての移転可能で従属的な担保権も、譲受人に移転する。
- (2) 契約上の債権の譲渡がされるとともに、同一の契約に基づき譲渡人が負う債務について譲受人が譲渡人に代わって債務者となるときは、Ⅲ.-5:302条（契約上の地位の移転）に従うことを条件として、この条を適用する。

#### コメント

##### A. 主たる債権の移転

債権譲渡の第一の効力は、履行請求権という主たる権利自体が移転することである。これは権利の移転としての債権譲渡の定義から当然に帰結される。債権譲渡が効力を発生する時に、譲受人は、権利の新しい保有者として新債権者となる。しかしながら、債権譲渡の通知を受ける前に善意で譲渡人に弁済したことで債務者は免責を得ることができるとする条文が後にある。債務者に通知をしない譲受人は、債務者に最初に通知をした第二譲受人によって新債権者としての地位を奪われる不利益をも受ける。Ⅲ.-5:121条（複数の譲受人の競合）を参照。

##### B. 救済の移転

債権の譲渡は、黙示的に、譲渡人の損害賠償請求権や将来の不履行を理由とする遅延損害金の移転をも伴う。このことは、譲受人が現在の権利の保有者であるという事実から当然に帰結される。債権譲渡が過去の不履行によって生じた権利をも移転するかどうかは、債権譲渡行為の約定次第である。

##### C. 付属的な権利と担保権の移転

債権譲渡は、契約上の利息請求権、期限前の弁済請求権その他約定を変更する付属的な権利（一部譲渡ではこうした権利の割合的な持分権）をすべて移転する効力を生じる。債権譲渡は、例えば、債権が満足されれば消滅するという点で債権に付従すると考えられる従属的な人的担保や物的担保など、債務者の履行を担保する付属的な権利も移転する。多くの法体系では、付属的な権利の移転は債権譲渡に当然のことと考えられているため、効果として[p.1056]譲渡人にもはや与えられないはずの担保を残しておくことにする結果、譲渡人も譲受人も担保を実行できなくなるような合意を行って、そのような効果を排除することはできない。

しかしながら、履行を担保する意図ではあるが、文言上、付従性を持たない権利も存在する。こうした担保権も、もちろん性質上譲渡不可能でなければ、移転することができる。本条の政策は、多数債務者や担保提供者がいる場合における代位の関係と同じである

(Ⅲ. -4:107条 (連帯債務者間の求償) 2項及びⅣ. G. -2:113条 (弁済後の担保提供者の権利) 3項を参照)。原債権者 (譲渡人) が担保権を保持できる理由はなく、その行使は単に不当利得となろう。

#### D. 債権の譲渡及び譲受人の債務者としての交代

債権譲渡が、譲渡人に代わって譲受人が債務者に対する譲渡人の金銭債務をも引き受けるという合意を伴う場合には、本条は、Ⅲ. -5:302条 (契約上の地位の移転) に服した効力を生じる。その条は、譲渡人から引き継ぐ責任を有効に引き受けるまでは、譲受人が譲渡を受けた債権から利益を得ることができないことを保障する趣旨であり、契約の他方当事者の合意を要するものとする。

#### ノート

1. 本条はほとんどの国の法を反映している (*Kötz, Rights of Third Parties*, no. 91を参照)。1項は、ほとんどのヨーロッパ法典や学説において述べられている効力を生じる。すなわち、付属的な権利は独立の移転行為を要することなく移転するのである。オーストリアでは、民法1393条・1394条で黙示的に考慮されている (OGH SZ 60/46; ÖRZ 1992/26, OGH 23 February 1993, RdW 1993, 362 (質権の場合には異なる。 *Koziol and Welser, Bürgerliches Recht II*<sup>13</sup>, 387を参照) )。チェコ法では民法524条2項 [訳注2項の誤記] (これも前掲) が同じことを規定している。ベルギー (民法1692条。 *van Gerven, Verbintenssrecht*, 574)、北欧諸国、フランス (民法1692条及びダイイ法4条3項)、ドイツ (民法398条・401条)、ギリシア (民法458条。 *Georgiades and Stathopoulos (-Kritikos)*, art. 458; *Agalopoulos, Greek Civil Law*, 298; Athen Court of Appeals 459/1993. NoB 42 [1994] 206 at 207)、イタリア (民法1263条1項)、ルクセンブルク (民法1692条)、オランダ (民法6編142条及び3編82条)、エストニア (債務法167条)、ポルトガル (民法482条)、スロヴェニア (債務法421条1項)、スペイン (民法1528条) の見解も同様である。1項の規定は、ポーランド法 (民法509条2項「債権に伴い、それに関係するすべての権利、とりわけ遅延利息請求権が譲受人に移転する」) にも反映している。